

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年8月10日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200019号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200033号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から同年9月までの標準報酬月額を6万8,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和49年8月1日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年10月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となっているところ、請求者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和49年8月1日と記録され、同社B工場で昭和50年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、

昭和 50 年 2 月 1 日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和 49 年 8 月から同年 9 月までは 6 万 8,000 円、昭和 49 年 10 月から昭和 50 年 1 月までは 6 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200020号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200034号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から同年9月までの標準報酬月額を5万2,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までの標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和49年8月1日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年10月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となっているところ、請求者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和49年8月1日と記録され、同社B工場で昭和50年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和50年2月1日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和49年8月から同年9月までは5万2,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までは4万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200021 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2200035 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日に訂正し、昭和 49 年 8 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円、昭和 49 年 10 月から昭和 50 年 1 月までの標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社に勤務していた昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間に A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初 A 社の多数の者が昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社 B 工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡って A 社の資格喪失日が昭和 49 年 8 月 1 日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年 10 月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となつていところ、請求者も同様に A 社に係る資格喪失日が昭和 49 年 8 月 1 日と記録され、同社 B 工場で昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 49 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和50年2月1日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和49年8月から同年9月までは4万5,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までは5万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200022号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200036号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から昭和50年1月までの標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和49年8月1日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年10月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となっているところ、請求者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和49年8月1日と記録され、同社B工場で昭和50年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、

昭和 50 年 2 月 1 日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和 49 年 8 月から昭和 50 年 1 月までは 3 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200023 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2200037 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日に訂正し、昭和 49 年 8 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 4 万 2,000 円、昭和 49 年 10 月から昭和 50 年 1 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和 49 年 8 月 1 日から昭和 50 年 2 月 1 日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和 49 年 8 月 1 日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年 10 月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となっているところ、請求者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和 49 年 8 月 1 日と記録され、同社B工場で昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 49 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和50年2月1日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和49年8月から同年9月までは4万2,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までは4万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200024号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200038号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から同年9月までの標準報酬月額を4万5,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和49年8月1日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年10月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となつていところ、請求者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和49年8月1日と記録され、同社B工場に昭和50年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和50年2月1日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和49年8月から同年9月までは4万5,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200025号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200039号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から同年9月までの標準報酬月額を3万9,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までの標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和49年8月1日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年10月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となっているところ、請求者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和49年8月1日と記録され、同社B工場で昭和50年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和50年2月1日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和49年8月から同年9月までは3万9,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までは4万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200054号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200040号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から昭和50年1月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、請求者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和49年8月1日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年10月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となっているところ、請求者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和49年8月1日と記録され、同社B工場に昭和50年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたという旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、

昭和 50 年 2 月 1 日と認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和 49 年 8 月から昭和 50 年 1 月までは 5 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200055号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200041号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から同年9月までの標準報酬月額を9万8,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述により、訂正請求記録の対象者は請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、当初A社の多数の者が昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けて同社B工場において被保険者資格を取得していたにもかかわらず、遡ってA社の資格喪失日が昭和49年8月1日に訂正されているほか、多数の者の記録に同年10月の定時決定の記録が確認され、不自然な記録となって

いるところ、訂正請求記録の対象者も同様にA社に係る資格喪失日が昭和49年8月1日と記録され、同社B工場で昭和50年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、元事業主は、請求期間当時、資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者について、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、訂正請求記録の対象者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和50年2月1日と認められる。

また、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額から、昭和49年8月から同年9月までは9万8,000円、昭和49年10月から昭和50年1月までは8万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200026号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200032号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年10月15日から昭和60年3月1日まで

A社のB支店において、昭和56年10月15日から昭和60年6月に同社が倒産するまでの期間、営業担当社員として勤務していたが、請求期間に係る年金記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和56年10月15日に正社員としてA社のB支店に入社し、昭和60年6月に同社が倒産するまでの期間、継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間に係るA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は昭和60年7月に裁判所の破産宣告を受けているところ、同社の破産管財人が所属していた弁護士事務所では、同社の賃金台帳、雇用関係の資料などは既に廃棄処分したとしており、請求期間当時の事業主は既に死亡し、同社破産時の事業主からも事情を聴取することができないことから、請求期間における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社の事業所別被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず健保証番号に欠番はない上、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としてA社B支店の名称は確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。